

平成29年度 生物多様性保全に関する主な新規実施施策

I 場をまもる・つくる

1 外来種対策

(1) アカミミガメ対策

■国（環境省）等と共同した生態調査及び防除

アカミミガメが高密度で生息している瀬戸川水系において、平成28年度より環境省が「アカミミガメ対策推進プロジェクト」を実施し、流域全体での分布や移動実態等を調査している。

平成26年度から神戸市が実施してきた明石川での生息実態調査とも併せ、神戸市、明石市及び市民活動団体等により構成する「(仮称) アカミミガメ対策協議会」を設けて、流域全体での効率的な防除を行う。

あわせて、アカミミガメが広く定着していること等により、生息域を脅かされている在来種のニホンイシガメが安全に生息できる環境を創出するため、適地の選定、サンクチュアリづくりに向けた環境調査、外来種防除等の取り組みを行う。



(2) 外来植物対策

■ 外来種の定着が広くみられる道路敷において、種の特性に応じた抜き取り、刈り取りを実施し、外来種防除の観点から管理作業の強化を図る。

- ・防除対象種：シンジュ、オオキンケイギク
- ・防除する路線：長田線、湊町線（シンジュ）
西神中央線（オオキンケイギク）



シンジュ



オオキンケイギク

- 公園、河川敷等の外来種の定着状況を把握するための調査を行うとともに、外来種による生態系への影響等を啓発するチラシ、下敷き等の啓発用品を作成、配布し、活動団体に対し、外来植物の防除への協力を呼び掛ける。

2 在来野生鳥獣対策

(1) ニホンジカ対策

■ 侵入状況調査

平成 28 年度に実施した侵入状況調査の結果、ニホンジカの侵入痕跡が見られた道場町において、監視用カメラを設置(10台)し、侵入状況(侵入頻度・頭数等)の調査を行う。

なお、侵入頻度や頭数を踏まえ、有害鳥獣対策を実施している経済観光局と連携して、早期防除を行う。



II 人をそだてる

1 全ての市民に最初の一步を促す啓発

(1) ペットショップを通じた啓発

新たな外来種の定着を防ぐため、ペット購入者に対して終生飼養等を訴えかける啓発チラシにより啓蒙する。

(2) 学校教育との連携

小学校では、アメリカザリガニをはじめとして外来種の飼育等が行われていることから、外来種について正しく理解していただくため、全小学生(1~6年生:約80,000人)向けに外来種の放逐防止等を啓発する啓発資材を作成し、配布することで子どもへの啓発を図るとともに、子どもを通じて大人への啓発を図る。

III 生物多様性保全推進体制の整備

1 専門家による指導助言体制の整備

外来種対策、在来野生鳥獣対策等、生物多様性保全に向けた施策を正しく推進するため、必要に応じて専門家から、活動の方向性、外来種の防除技術等に対する指導等をいただく。

2 生物多様性保全条例(仮称)の制定

希少種の保全や外来種対策など、生物多様性の保全を市民・市民団体、事業者、行政等が協働で推進していく枠組みを定める条例を制定する。